

北海道胆振総合振興局告示第 15 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項に掲げるかにかご漁業(胆振総合振興局管内沖合海域)その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年(2023年)2月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格		
かにかご漁業(くりがに)	室蘭市地先海域 (室蘭市地球岬灯台から180度の線以西、エンルム岬突端から212度30分の線以東の海域のうち、水深10メートル以浅の海域)	毎年、5月1日から7月31日まで	6隻以内	総トン数2トン未満	胆振総合振興局管内に住所を有する者	令和5年3月1日から令和5年4月1日まで	<ol style="list-style-type: none"> 1. この公告に係る許可の有効期間は、3年以内とする。 2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、1年以内とする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、胆振総合振興局水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、胆振総合振興局長に報告しなければならない。 (2) 海中に敷設するかごは、100個以内でなければならない。 (3) 使用するかごの大きさは、直径90センチメートル、高さ60センチメートル以内でなければならない。 (4) かごの目合は、結節から結節までの長さが3センチメートル以上の大きさでなければならない。 (5) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (6) 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がにが採捕された時は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (7) 6月21日から8月20日までの間、なまこが採捕された場合は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (8) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。